

第4期第7回川口市自治基本条例運用推進委員会次第

日 時 : 平成25年10月10日(木)午後6時30分から

場 所 : 中央ふれあい館 講座室3・4号

1 開 会

2 議 事

- ・次期への申し送り事項(審議まとめ)素案の確認について
- ・委員会の在り方について

3 次回の会議について

4 そ の 他

5 閉 会

審議経過まとめ(素案)

次期委員会への申し送り事項

平成25年11月 日

第4期 川口市自治基本条例運用推進委員会
委員長 齋藤 友之

平成24年12月26日付 川総政発第44号をもって諮問を受けた1.自治基本条例の見直しの可否について、2.自治基本条例運用推進委員会の在り方について審議した結果を、次期委員へ申し送ります。

一 自治基本条例の見直しの可否について

平成24年12月1日から新委員を迎え、2つの諮問事項に対し、2年かけて審議することを確認し、川口市自治基本条例（以下、本条例）の理解を深めるため、条例策定に携わった事務局、学識者と公募市民の元策定委員の計3名をゲストスピーカーとして招き、策定のプロセスおよび審議内容を確認したうえで議論した結果、本条例の条文には改正箇所は見当たらないという意見が多くを占めました。

しかし、本条例の本旨「住民自治」の重要性をもっと周知する必要があること、名称の改正、条例の見直し規定を設けるべきとの意見もありましたが、議論が深まっていないことや、後の委員会の在り方を議論した結果次第では、「自治基本条例運用推進委員会条例」（以下、本委員会条例）を改正する可能性も有ることから、現段階で改正を要するとまでは結論付けることはできないとの判断に至りました。

このことにより、「自治基本条例の見直しの可否」は、引き続き審議が必要となります。

二 自治基本条例運用推進委員会の在り方について

(1) 委員会のかたち

2点目の諮問事項「自治基本条例運用推進委員会の在り方」を考えるうえで、川口市自治基本条例運用推進委員会（以下、本委員会）は、これまでと同様に毎年テーマを設定して答申を出す審議会形式を続けるのか、それともこの形式を脱却し、企画から実施までを担うプロジェクト型の委員会形式にするのか、または、個別テーマを調査・研究をするワーキング・グループに準じるような、分科会形式に変えたほうが良いのか等、組織の形式について議論しました。

本委員会の役割を明確にすることが必要という課題については、おおむね委員の中で共有されましたが、望ましい委員会のかたちについては、合意に至っていません。

また、議論の中での各委員から出された問題点・提案は次のとおりです。

(2) 現行委員会の問題点

- 現行の参議院方式（2年任期のうち1年ごとに半数を入れ替える）は、本条例策定に関わったメンバーと本委員会とを橋渡しするという継続性を考慮し導入した経緯があるが、任期は答申まで同一メンバーで揃えた方が議論しやすいのではないか。
- 現状の審議会形式を継続するよりも、一定期間を経過した後（例えば5年経過後）、明確なテーマを持って審議するほうが、本委員会の役割も明確になるのではないか。
- 具現化した課題が生じた場合に本委員会を招集・開催し、答申するまでの期間を委員の任期とし、集中的に審議する方が効率的ではないか。

以上のように、現行の審議会形式は何らかの変更をすべきであり、仮に現行の審議会形式を変えた場合には、開催回数、委員数が足りないという意見もあることから、まずは本委員会の役割を明確にし、そのための望ましい委員会のかたちを合意する必要があります。

(3) 今期委員会の論点抽出

そこで、委員会の在り方について議論した結果、そもそも、本条例の認知度が低い状況を改善することが必要という意見が多くありました。

さらに、「本条例改正の可否」「本委員会の在り方について」の諮問事項は、審議を進めるには抽象的であるため、本条例の認知度を上げる具体策を議論していく中で、本委員会はどうかあるべきかを検討していくという審議の進め方で合意しました。

議論を進める中で、「なぜ認知度を上げるのか、認知度が上がると、どのような効果が見込めるのか」を確認しました。本条例の理念を多くの市民が理解することにより、市民の自治意識が向上するという点については意見の一致が見られました。

しかし、ここで意見が分かれたのは、

- ・苦勞して策定したのだから積極的に広報をし、広く市民に知ってもらうべきである。
- ・市の最高規範として、普段の生活で特別意識することは少ないのだから、むしろ、積極的に広報するよりは、何か問題が起きた時に照らしあわせる理念的な規範とすべきである。

という、2通りの考え方があり、議論の中で「本委員会の役割を広報活動に特化してはどうか」という提案も結果として合意には至っていません。

また、後述の個別提案は、市民から信託を受けた市（議会および市長その他の執行機関）が実施することであり、本委員会は、その実施状況や経過を検証することが役割であるという意見も出され、プロジェクト型の委員会形式が望ましいという結論にも至っていません。

(4) 認知度を上げるための具体的な提案

本条例の認知度を上げるための方策について議論した結果、以下の3つの観点の提案が出されました。

- 本条例を周知するための計画策定や意識調査を実施する。例えば、
 - ・本条例アクションプランの策定
 - ・本条例の周知計画の策定
 - ・本条例に特化した市民意識調査の実施
- 若年層の認知度をあげるため、早い段階から知ってもらう機会を作る。例えば、
 - ・「自治基本条例の日」のような記念日を設定し、そのことによって意識の啓発をする。
 - ・具体的な事例を取り上げた子ども向けのパンフレットを作成する。
 - ・学校教育の現場などにも周知するとともに、本条例を学習する機会を創る。
- 世代間ごとにターゲットを絞り、メッセージ性のある効果的な広報をする。例えば、
 - ・SNS等を利用した若年層向けのツールを利用する。
 - ・子育て世代にターゲットを絞り、子育て世代が集まるイベント等で広報をする。

三 審議経過のまとめ

以上のとおり、今期の本委員会は本委員会の在り方を中心に審議をしました。

特に、本条例の認知度を上げるための方策を手掛かりとして、本委員会の役割を見直し、望ましい委員会のかたち（役割と形式）を模索する議論が中心となりました。

このことについては、次期申し送りの根幹となる事項です。

また、本条例改正の可否については、「住民自治」の理解が不可欠であり、本委員会の役割の見直し、本条例の名称改正、見直し規定の追加が必要との意見も出されましたが、平成25年4月1日に本条例に関連するすべての条例が施行され、ようやく体系が整った状況をも踏まえると、本条例の条文改正の可否の結論を得るには、おおかたの委員は時期尚早であると考えていることが伺えました。

以上のことから、次期では、まずは本委員会のかたち（役割と形式）を定義することが必要であり、その結果により、本委員会条例の改正の可否の結論が出されるものと考えてに至りました。また、仮に本委員会の役割や組織形式などの変更を要する結論に至った場合には、本委員会条例のみならず本条例の改正も想定されることから、2つの諮問事項は、いずれも関連して審議する必要があることも確認されました。

最後に、この審議のとりまとめについては、平成26年11月30日の答申に向けた、次期委員会への申し送り事項といたします。

以上